

特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文

○ 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第五章の二 特殊な作業等の管理（第三十八条の五―<u>第三十八条の十八</u>）</p> <p>（定義等）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 特定第二类物質 第二类物質のうち、令別表第三第二号1、2、4から7まで、12、17、19、20、23、24、26から30まで、<u>31の2</u>及び34から36までに掲げる物並びに別表第一第一号、第二号、第四号から第七号まで、第十二号、第十七号、第十九号、第二十号、第二十三号、第二十四号、第二十六号から第三十号まで、<u>第三十一号の二</u>及び第三十四号から第三十六号までに掲げる物をいう。</p> <p>四〇七 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 令別表第三第三号9の厚生労働省令で定める物は、別表第二に掲げる物とする。</p> <p>（定期自主検査を行うべき機械等）</p> <p>第二十九条 令第十五条第一項第九号の厚生労働省令で定める局所</p>	<p>目次</p> <p>第五章の二 特殊な作業等の管理（第三十八条の五―<u>第三十八条の十六</u>）</p> <p>（定義等）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 特定第二类物質 第二类物質のうち、令別表第三第二号1、2、4から7まで、12、17、19、20、23、24、26から30まで及び34から36までに掲げる物並びに別表第一第一号、第二号、第四号から第七号まで、第十二号、第十七号、第十九号、第二十号、第二十三号、第二十四号、第二十六号から第三十号まで及び第三十四号から第三十六号までに掲げる物をいう。</p> <p>四〇七 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 令別表第三第三号10の厚生労働省令で定める物は、別表第二に掲げる物とする。</p> <p>（定期自主検査を行うべき機械等）</p> <p>第二十九条 令第十五条第一項第九号の厚生労働省令で定める局所</p>

排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置（特定化学物質その他この省令に規定する物に係るものに限る。）は、次のとおりとする。

一 第三条、第四条第三項、第五条第一項、第三十八条の第十三第一項第二号、第三十八条の第十七第一項第一号若しくは第三十八条の十八第一項第一号の規定により、又は第五十条第一項第六号若しくは第五十条の二第一項第一号、第五号、第九号若しくは第十二号の規定に基づき設けられる局所排気装置（第三条第一項ただし書及び第三十八条の十六第一項ただし書の局所排気装置を含む。）

二 第三条、第四条第三項、第五条第一項、第三十八条の第十三第一項第二号、第三十八条の第十七第一項第一号若しくは第三十八条の十八第一項第一号の規定により、又は第五十条第一項第六号若しくは第五十条の二第一項第一号、第五号、第九号若しくは第十二号の規定に基づき設けられるプッシュプル型換気装置（第三十八条の十六第一項ただし書のプッシュプル型換気装置を含む。）

三 五（略）

（測定及びその記録）

第三十六条（略）

2（略）

3 事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号1、2若しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号4から6まで、8、12、14、15、19、24、26、29、30、31の2若しくは32に掲げる物に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物又は別表第一十一号若しくは第二十一号に掲げる物（以下「クロム酸等」という。）を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る測定の記録について

排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置（特定化学物質その他この省令に規定する物に係るものに限る。）は、次のとおりとする。

一 第三条、第四条第三項、第五条第一項若しくは第三十八条の第十三第一項第二号の規定により、又は第五十条第一項第六号若しくは第五十条の二第一項第一号、第五号、第九号若しくは第十二号の規定に基づき設けられる局所排気装置（第三条第一項ただし書及び第三十八条の十六第一項ただし書の局所排気装置を含む。）

二 第三条、第四条第三項、第五条第一項若しくは第三十八条の第十三第一項第二号の規定により、又は第五十条第一項第六号若しくは第五十条の二第一項第一号、第五号、第九号若しくは第十二号の規定に基づき設けられるプッシュプル型換気装置（第三十八条の十六第一項ただし書のプッシュプル型換気装置を含む。）

三 五（略）

（測定及びその記録）

第三十六条（略）

2（略）

3 事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号1、2若しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号4から6まで、8、12、14、15、19、24、26、29、30若しくは32に掲げる物に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物又は別表第一十一号若しくは第二十一号に掲げる物（以下「クロム酸等」という。）を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る測定の記録については、三十

は、三十年間保存するものとする。

(測定結果の評価)

第三十六条の二 事業者は、令別表第三第一号3若しくは6に掲げる物又は同表第二号1から7まで、10、11、13から25まで、27から31の2まで若しくは33から36までに掲げる物に係る屋内作業場について、前条第一項又は労働安全衛生法（以下「法」という。）第六十五条第五項の規定による測定を行ったときは、その都度、速やかに、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従つて、作業環境の管理の状態に応じ、第一管理区分、第二管理区分又は第三管理区分に区分することにより当該測定の結果の評価を行わなければならない。

2 (略)

3 事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6に掲げる物又は同表第二号4から6まで、14、15、19、24、29、30若しくは31の2に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

(揭示)

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号4から6まで、8、11、12、14、15、19、21、24、26、29、30、31の2若しくは32に掲げる物若しくは別表第一第四号から第六号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十四号、第十五号、第十九号、第二十一号、第二十四号、第二十六号、第二十九号、第三十号、第三十一号の二若しくは第三十二号に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつて

年間保存するものとする。

(測定結果の評価)

第三十六条の二 事業者は、令別表第三第一号3若しくは6に掲げる物又は同表第二号1から7まで、10、11、13から25まで、27から31まで若しくは33から36までに掲げる物に係る屋内作業場について、前条第一項又は労働安全衛生法（以下「法」という。）第六十五条第五項の規定による測定を行ったときは、その都度、速やかに、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従つて、作業環境の管理の状態に応じ、第一管理区分、第二管理区分又は第三管理区分に区分することにより当該測定の結果の評価を行わなければならない。

2 (略)

3 事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6に掲げる物又は同表第二号4から6まで、14、15、19、24、29若しくは30に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

(揭示)

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号4から6まで、8、11、12、14、15、19、21、24、26、29、30若しくは32に掲げる物若しくは別表第一第四号から第六号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十四号、第十五号、第十九号、第二十一号、第二十四号、第二十六号、第二十九号、第三十号若しくは第三十二号に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から

は、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一〇四 (略)

(一・三ーブタジエン等に係る措置)

第三十八条の十七 事業者は、一・三ーブタジエン又は一・三ーブタジエンをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物(以下この条において「一・三ーブタジエン等」という。)を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業に労働者に従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。

一 一・三ーブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所に、一・三ーブタジエン等のガスの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュアップ型換気装置を設けること。ただし、一・三ーブタジエン等のガスの発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュアップ型換気装置の設置が著しく困難な場合又は臨時の作業を行う場合において、全体換気装置を設け、又は労働者に呼吸用保護具を使用させる等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じたときは、この限りでない。

二 一・三ーブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示すること。

イ 一・三ーブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所である旨

ロ 一・三ーブタジエン等の人体に及ぼす作用

製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。）には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一〇四 (略)

ハ 一・三ーブタジエン等の取扱い上の注意事項

ニ 使用すべき保護具

三 一・三ーブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを三十年間保存すること。

イ 労働者の氏名

ロ 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間

ハ 一・三ーブタジエン等により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

四 一・三ーブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業に労働者を従事させる事業者は、事業を廃止しようとするときは、特別管理物質等関係記録等報告書（様式第十一号）に前号の作業の記録を添えて、所轄労働基準監督署長に提出すること。

2

第七条第一項及び第八条の規定は前項第一号の局所排気装置について、第七条第二項及び第八条の規定は同号のブッシュ型換気装置について準用する。ただし、前項第一号の局所排気装置が屋外に設置されるものである場合には第七条第一項第四号及び第五号の規定、前項第一号のブッシュ型換気装置が屋外に設置されるものである場合には同条第二項第三号及び第四号の規定は、準用しない。

（硫酸ジエチル等に係る措置）

第三十八条の十八 事業者は、硫酸ジエチル又は硫酸ジエチルをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下この条において「硫酸ジエチル等」という。）を触媒として取り扱う作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。

一 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業場所に、硫酸ジエ

チル等の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること。ただし、硫酸ジエチル等の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設置が著しく困難な場合又は臨時の作業を行う場合において、全体換気装置を設け、又は労働者に呼吸用保護具を使用させる等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じたときは、この限りでない。

二 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業場所には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示すること。

イ 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業場所である旨

ロ 硫酸ジエチル等の人体に及ぼす作用

ハ 硫酸ジエチル等の取扱以上の注意事項

ニ 使用すべき保護具

三 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを三十年間保存すること。

イ 労働者の氏名

ロ 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間

ハ 硫酸ジエチル等により著しく汚染される事象が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

四 硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業に労働者を従事させる事業者は、事業を廃止しようとするときは、特別管理物質等関係記録等報告書（様式第十一号）に前号の作業の記録を添えて、所轄労働基準監督署長に提出すること。

2

第七条第一項及び第八条の規定は前項第一号の局所排気装置について、第七条第二項及び第八条の規定は同号のプッシュプル型換気装置について準用する。ただし、前項第一号の局所排気装置が屋外に設置されるものである場合には第七条第一項第四号及び第五号の規定、前項第一号のプッシュプル型換気装置が屋外に設置されるものである場合には同条第二項第三号及び第四号の規定

は、準用しない。

第五十三条 特別管理物質を製造し、又は取り扱う事業者は、事業を廃止しようとするときは、特別管理物質等関係記録等報告書（様式第十一号）に次の記録及び特定化学物質健康診断個人票又はこれらの写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出するものとする。

一 三 （略）

別表第一（第二条、第五条、第三十六条、第三十八条の三関係）

一 三十一 （略）

三十一の二 ホルムアルデヒドを含有する製剤その他の物。ただし、ホルムアルデヒドの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

三十二 三十六 （略）

別表第二（第二条関係）

一 七 （略）

八 硫酸を含有する製剤その他の物。ただし、硫酸の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

様式第6号 （略）

様式第11号 （第38条の17、第38条の18、第53条関係）
（略）

第五十三条 特別管理物質を製造し、又は取り扱う事業者は、事業を廃止しようとするときは、特別管理物質関係記録等報告書（様式第十一号）に次の記録及び特定化学物質健康診断個人票又はこれらの写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出するものとする。

一 三 （略）

別表第一（第二条、第五条、第三十六条、第三十八条の三関係）

一 三十一 （略）

三十二 三十六 （略）

別表第二（第二条関係）

一 七 （略）

八 ホルムアルデヒドを含有する製剤その他の物。ただし、ホルムアルデヒドの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

九 硫酸を含有する製剤その他の物。ただし、硫酸の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

様式第6号 （略）

様式第11号 （第53条関係）
（略）

○ 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現

行

第八十六条 別表第七の上欄に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする事業者が法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは、様式第二十号による届書に、当該機械等の種類に依じて同表の中欄に掲げる事項を記載した書面及び同表の下欄に掲げる図面等を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 (略)

3 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）第四十九条第一項の規定による申請をした者が行う別表第七の十六の項から二十の三の項までの上欄に掲げる機械等（以下「特定化学設備等」という。）の設置については、法第八十八条第一項の規定による届出は要しないものとする。

第八十六条 別表第七の上欄に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする事業者が法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは、様式第二十号による届書に、当該機械等の種類に依じて同表の中欄に掲げる事項を記載した書面及び同表の下欄に掲げる図面等を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 (略)

3 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）第四十九条第一項の規定による申請をした者が行う別表第七の十六の項から二十の三の項までの上欄に掲げる機械等（以下「特定化学設備等」という。）の設置については、法第八十八条第一項の規定による届出は要しないものとする。

別表第七（第八十六条、第八十八条関係）

別表第七（第八十六条、第八十八条関係）

機械等の種類 (略)	事項 (略)	図面等 (略)
二十 特化則第十一項の排液処理装置	一 排液処理の業務の概要 二 排液の処理方式及び処理能力	一 周囲の状況及び四隣との関係を示す図面 二 排液処理装置の構造の図面
	三 主要構造部分の構造の概要	三 局所排気装置が設置されている場合にあつ

機械等の種類 (略)	事項 (略)	図面等 (略)
二十 特化則第十一項の排液処理装置	一 排液処理の業務の概要 二 排液の処理方式及び処理能力	一 周囲の状況及び四隣との関係を示す図面 二 排液処理装置の構造の図面
	三 主要構造部分の構造の概要	三 局所排気装置が設置されている場合にあつ

<p>二十の二 特化 則第三十八条 の十七第一項 の一・三―ブ タジエン等（ 以下この項に おいて「一・ 三―ブタジエ ン等」という 。）に係る発 散抑制の設備 （屋外に設置 されるものを 除く。）</p>	<p>一 一・三―ブタジ エン等を製造し、 若しくは取り扱う 設備から試料を採 取し、又は当該設 備の保守点検を行 う作業の概要</p> <p>二 一・三―ブタジ エン等のガスの発 散源を密閉する設 備にあつては、密 閉の方式、主要構 造部分の構造の概 要及びその機能</p> <p>三 全体換気装置に あつては、型式、 主要構造部分の構 造の概要及びその 機能</p>	<p>一 周囲の状況及び四隣 との関係を示す図面</p> <p>二 作業場所の全体を示 す図面</p> <p>三 一・三―ブタジエン 等のガスの発散源を密 閉する設備又は全体換 気装置の図面</p> <p>四 局所排気装置が設置 されている場合にあつ ては、局所排気装置摘 要書（様式第二十五号）</p> <p>五 プッシュユプル型換気 装置が設置されている 場合にあつてはプッシ ユプル型換気装置摘要</p>	<p>ては、局所排気装置摘 要書（様式第二十五号）</p> <p>四 プッシュユプル型換気 装置が設置されている 場合にあつてはプッシ ユプル型換気装置摘要 書（様式第二十六号）</p>
<p>ては、局所排気装置摘 要書（様式第二十五号）</p> <p>四 プッシュユプル型換気 装置が設置されている 場合にあつてはプッシ ユプル型換気装置摘要 書（様式第二十六号）</p>	<p>ては、局所排気装置摘 要書（様式第二十五号）</p>		

<p>二十の三 特化則第三十八条の十八第一項の硫酸ジエチル等（以下この項において「硫酸ジエチル等」という。）に係る発散抑制の設備（屋外に設置されるものを除く。）</p>	<p>二十の三 特化則第三十八条の十八第一項の硫酸ジエチル等（以下この項において「硫酸ジエチル等」という。）に係る発散抑制の設備（屋外に設置されるものを除く。）</p>	<p>二十の三 特化則第三十八条の十八第一項の硫酸ジエチル等（以下この項において「硫酸ジエチル等」という。）に係る発散抑制の設備（屋外に設置されるものを除く。）</p>
<p>二十一 電離則第十五条第一項の放射線装置（放射性同位元素等による放射線障害</p>	<p>上欄に掲げる機械等を用いる業務、製品及び作業工程の概要</p>	<p>書（様式第二十六号）</p>
<p>放射線装置にあつては放射線装置摘要書（様式第二十七号）、その他の機械等にあつて</p>	<p>一 管理区域を示す図面 二 放射線装置にあつては放射線装置摘要書（様式第二十七号）、その他の機械等にあつて</p>	<p>一 周囲の状況及び四隣との関係を示す図面 二 作業場所の全体を示す図面 三 硫酸ジエチル等の蒸気の発散源を密閉する設備又は全体換気装置の図面 四 局所排気装置が設置されている場合にあつては、局所排気装置摘要書（様式第二十五号） 五 プッシュユプル型換気装置が設置されている場合にあつてはプッシュユプル型換気装置摘要書（様式第二十六号）</p>
<p>二十一 電離則第十五条第一項の放射線装置（放射性同位元素等による放射線障害</p>	<p>上欄に掲げる機械等を用いる業務、製品及び作業工程の概要</p>	<p>書（様式第二十六号）</p>
<p>放射線装置にあつては放射線装置摘要書（様式第二十七号）、その他の機械等にあつて</p>	<p>一 管理区域を示す図面 二 放射線装置にあつては放射線装置摘要書（様式第二十七号）、その他の機械等にあつて</p>	<p>書（様式第二十六号）</p>

<p>の防止に関する法律（昭和三十三年法律第六十七号）第十二条の五第二項に規定する表示付特定認証機器を除く。） 、電離則第十五条第一項の放射線装置室、電離則第十二条第二項の放射性物質取扱作業室又は電離則第二条第二項の放射性物質に係る貯蔵施設</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>は放射線装置室等摘要書（様式第二十八号）</p>
--	------------	------------	-----------------------------

様式第20号 (略)
様式第20号の4 (略)
様式第21号の7 (略)

<p>の防止に関する法律（昭和三十三年法律第六十七号）第十二条の五第二項に規定する表示付特定認証機器を除く。） 、電離則第十五条第一項の放射線装置室、電離則第十二条第二項の放射性物質取扱作業室又は電離則第二条第二項の放射性物質に係る貯蔵施設</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>は放射線装置室等摘要書（様式第二十八号）</p>
--	------------	------------	-----------------------------

様式第20号 (略)
様式第20号の4 (略)
様式第21号の7 (略)

○ 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一			別表第一（第三条及び第四条関係） 表一		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
特定化学物質障害 害予防規則（昭和 四十七年労働 省令第三十九号 ）	第三十八条の十七第一項第三号の規定による 記録の保存	第三十八条の十八第一項第三号の規定による 記録の保存	特定化学物質障害 害予防規則（昭和 四十七年労働 省令第三十九号 ）	第三十八条の十の規定による記録の保存	第三十八条の十の規定による記録
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）			別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
特定化学物質障害 害予防規則	第三十八条の十七第一項第三号の規定による 記録	第三十八条の十八第一項第三号の規定による 記録	特定化学物質障害 害予防規則	第三十八条の十の規定による記録	第三十八条の十の規定による記録
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)